

(第一類 第八号)

衆議院 第百三十二回 国会 農林水産委員会

本国会召集日(平成七年一月二十日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員の異動
一月二十六日
辞任

補欠選任

一月二十日
外國產牛肉輸入調整法案(江藤隆美君外四名提出、第百二十八回国会衆法第一号)

委員長 中西 繩介君
理事 龟井 善之君 理事 久間 章生君
理事 中川 昭一君 理事 二田 孝治君
理事 小平 忠正君 理事 千葉 国男君
理事 仲村 正治君 理事 千葉 吉雄君
理事 赤城 德彦君 金子 一義君
菊池福治郎君 岸本 光造君

出席國務大臣	出席國務大臣
藤田	スミ君
辻	一彦君
石橋	大吉君
山岡	賢次君
増田	敏男君
畑	英次郎君
烟	弘道君
御法川	英文君
木幡	耕輔君
根本	保利
匠君	康太郎君
浜田	橘
靖一君	虎雄君
石破	三ツ林弥太郎君
茂君	浜田虎雄君
宍川	初村謙一郎君
幸夫君	矢上雅義君
山田	正彦君
遠藤	登君
前島	秀行君
秀行君	前島秀行君

委員の異動		一月二十六日
評任	龟井 善之君	辻井
同日	今津 寛君	鶴島
辞任	田名部 匡省君	宗明君
冬柴	広野た だし君	鐵三君
一義君	矢上 山岡 山田	大石 石破 茂君
	正光君	補欠選任
	雅義君	徳田 虎雄君
	賢次君	正彦君
	正彦君	

一月二十日
外国産牛肉輸入調整法案(江藤隆美君外四名提出、三百二十八回国会衆法第一号)
同月三十一日
青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(内閣提出第四号)
農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(内閣提出第六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

補欠選任

補欠選任

補欠選任

藤田スミ

補欠選任
根本匠

橋康太郎

補欠選任

松下忠洋

七
た

理事中川昭一君及び千葉国男君同日理事辞任につき、その補欠として松岡利勝君及び倉田栄喜君が理事に当選した。

○中西委員長 これより会議を開きます。
この際、去る一月二十日の議院運営委員会における理事の各会派団当基準の変更等に伴い、理事の辞任及び補欠選任を行います。
まず、理事辞任の件についてお諮りいたしました。
理事中川昭一君及び千葉国男君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

夜時十一分開議

出席委員
午後零時十一分開議

第一類第八号

するよう対策の充実を図ります。

また、担い手への農地利用の集積に資する農業生産基盤整備を推進するとともに、新たな農業構造改善事業の発足により、担い手を中心とした地域農業の生産体制の確立を図ります。

さらに、畜産、畑作、野菜、果樹・花卉など、それぞれの生産部門に応じて、各種の施策を総合的に展開するとともに、生産者、生産者団体の一層の主体的取り組みを基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、水田営農活性化対策を着実に推進します。

第三は、中山間地域等の農山漁村地域の活性化であります。特に、国土や自然環境の保全に寄与している中山間地域の活性化は、国土の健全な発展を図る上で極めて重要であります。

このため、地域における起業支援、都市等比べて立ちおくれている生活環境と生産基盤の一体的な整備、都市との交流促進等総合的視点に立った地域活性化の支援措置として、山村振興等農林漁業特別対策事業の創設、地域条件に応じた生産基盤整備等を推進する中山間地域総合整備事業の拡充等の施策を講じるとともに、中山間ふるさと・水と土基金の充実、グリーン・ソーリズム等都市との連携による地域おこしの活動の支援等を行います。

第四は、新技术の開発、普及の推進等であります。

農林水産業に関する重要な政策課題に対応するため、農業の生産性の向上、環境問題等への取り組みを強化するための研究を推進していくことが必要であります。このため、次世代を担う画期的な水稲品種の育成、革新的な農業機械等の開発、実用化とその利用促進を推進するとともに、ゲノム解析研究を中心とする基礎的、先導的研究を強化します。

また、効率的かつ安定的な農業経営の育成等に資するため、農業に関する総合的な普及指導体制を確立するとともに、統計の整備と行政の情報化を推進します。

第五は、環境問題への積極的な対応と国際協力の推進であります。

農業が有する環境保全機能と物質循環型産業としての環境に優しい特質を最大限に活用することができるよう、地域合意に基づく環境保全型農業環境対策の総合的推進を図ります。

さらに、熱帯林を初めとする森林保全対策、砂漠化防止、農地保全対策等地球環境保全対策の拡充を図るとともに、開発途上国への技術支援等に関する国際協力を推進します。

第六は、食品の加工、流通及び消費対策等の推進であります。

食品産業の競争力の強化と国産農産物の利用拡大との両立を目指し、農業生産から加工、流通、消費を含めた一連の流れであるフードシステム全体としての高度化を図るとともに、農産加工対策など食品産業の経営基盤の強化、技術開発、卸売市場の整備、食品産業の活性化等を推進します。

また、食品の安全性確保対策の充実、食品の日付表示の適正化のための点検指導の実施等消費者対策の充実を図ります。

このほか、農林漁業金融公庫資金の充実等にも努めてまいります。

次に、林業の振興についてであります。

緑と水の源泉である森林は、地球環境を保全する上でも、豊かな国民生活の土台を築く上からもかけがえのない重要な役割を果たしており、国民の森林・林業に対する要請も、水資源の涵養、国土の保全、保健休養の場の提供等ますます多様化、高度化してきております。一方、このような守り育ってきた山村の過疎化、高齢化の進行、木材価格の低迷等依然として厳しい状況にあります。

このような状況に対処し、林業、木材産業の活

性化と緑豊かな森林・山村の整備を図るため、住宅材の標準化等木材供給低コスト化のための総合的な対策を実現するとともに、森林の流域管理

の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

委員各位におかれましては、農林水産行政推進のため、今後とも一層の御支援、御協力を賜ります。

以上、所信の一端を申し上げましたが、私は、魅力あふれ、活力に満ちた農林水産業、農山漁村の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

委員各位におかれましては、農林水産行政推進のため、今後とも一層の御支援、御協力を賜ります。

以上切にお願い申し上げる次第であります。(拍手)

次に、水産業の振興についてであります。

水産業は、健康的で豊かな日本型食生活を支える主要な就業機会の提供など、多様で重要な役割を有しております。他方、現在、公海漁業に対する規制の強化等に加え、近年の漁獲量の減少、価格低迷等による漁業経営状況の悪化、就業者の減少や高齢化による漁村活力の低下等、内外ともに難しい局面を迎えております。

このような中で、二十一世紀に向け新たなニーズに対応した水産業の振興と活力ある漁村の形成を期して、中小漁業者の経営改善に向けた取り組みを支援するために必要な低利の短期運転資金を貸し付ける漁業経営改善促進資金の創設等、水産制度金融の総合的な充実強化を図ります。また、漁業生産構造の再編整備を弾力的、効率的に進めるとともに、国内水産物の競争力の強化等を図るために、広域的協力体制、流通加工施設の整備を図ります。

それでは、平成七年度農林水産関係予算について説明を聴取いたします。谷津農林水産政策次官。

○谷津政府委員 平成七年度農林水産予算の御説明をする前に、さきの阪神大震災でお亡くなりになられました方々に心から御冥福を祈るとともに、被災をされました方たちにお見舞いを申し上げます。

○中西委員長 次に、平成七年度農林水産関係予算について説明を聴取いたします。谷津農林水産政策次官。

○谷津政府委員 平成七年度農林水産予算の御説明をする前に、さきの阪神大震災でお亡くなりになられました方々に心から御冥福を祈るとともに、被災をされました方たちにお見舞いを申し上げます。

○中西委員長 次に、平成七年度農林水産予算の概要を御説明申し上げます。

平成七年度一般会計予算における農林水産予算の総額は、関係省庁分を含めて、三兆五千四百億円となっております。その内訳は、公共事業費が一兆九千五十五億円、非公共事業のうちの一般事業費が一兆三千六百二十七億円、食糧管理費が二千七百二十三億円であります。

以下、予算の重点事項について御説明いたします。

第一は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進であります。

効率的かつ安定的な農業経営が生産の大宗を担う農業構造を実現するため、育成すべき農業経営への農地利用の集積、経営の負債対策、土地改良負担金対策の推進を図るとともに、就農支援のための無利子資金の貸付けによる新規就農者の確保、国境措置の変更に伴う各作物の特色に応じた対策を推進します。

また、効率的かつ安定的な農業経営による生産

展開のための基礎的条件の整備を図るため、高生産性農業基盤の整備の重点的かつ加速的な推進を図るとともに、地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備を進めます。

さらに、中山間地域等の農山村地域の活性化のため、新規作物の導入推進のための無利子資金の貸付け、生産基盤と生活環境の一体的整備、地城產品、地域資源等に関する情報の発信拠点の大都市における整備を図るとともに、農地保全活動を推進します。

第二は、担い手に焦点を置いた効率的かつ安定的な農業経営の育成であります。

力強い農業の担い手を育成するための長期資金及び運転資金から成る総合的な融資制度の本格的展開を図ります。また、意欲と経営能力にすぐれた青年農業者等の育成確保対策を充実強化するとともに、農山漁村における女性、高齢者対策の充実を図ります。

また、担い手への農地の利用集積に資する農業生産基盤の整備、地域農業の生産体制の確立のための農業構造改善事業等の推進など、担い手育成に必要な条件整備のための対策を強化します。

さらに、畜産、果樹、烟作、野菜生産等の振興のための各種施策を展開するとともに、水田営農活性化対策を着実に推進します。

第三は、中山間地域等の農山村地域の活性化であります。

さらに、中山間あるさと・水と土基金について、対象を土地改良施設と一体化的に保全すべき農地に拡大し、その充実を図ります。このほか、グリーン・ツーリズム等都市との連携による地域おこし活動を支援します。

第四は、新技術の開発、普及の推進等であります。

革新的な農業機械の開発、実用化とその利用促進を図るとともに、次世代を担う画期的水稻品種の育成、繁殖技術の高度化に基づく新乳肉複合子牛生産技術の開発を行います。また、バイオテクノロジー等の基礎的研究を推進します。

第五は、環境問題への積極的な対応と国際協力の推進であります。

地域合意に基づく環境保全型農業の導入、推進に対する支援を行うとともに、農業改良資金に環境保全型農業導入資金を創設します。また、家畜ふん尿処理施設の整備、堆肥の利用促進、家畜排せつ物資源利用草地等の整備による畜産環境対策の強化を図るとともに、再資源化技術の開発等食

品産業における環境対策を推進します。

さらに、森林保全対策、沙漠化防止対策等の地球環境保全対策を推進します。

第六は、食品加工、流通及び消費対策等の推進であります。

食品産業の競争力の強化と国産農産物の利用拡大との両立を目指し、農業生産から加工、流通、消費までの食品の流れであるフードシステムの全体としての高度化を図ります。

また、日付表示の適正化のための点検指導の実施等、消費者対策の充実を図ります。

第七は、林業、木材産業の活性化と緑豊かな森林・山村の整備であります。

国産材の低コスト化を図るため、関係事業者の協定等の推進、住宅資材の標準化等の木材供給低成本化のための総合的な対策を推進します。

また、良質な木の安定的な供給や豊かで美しい環境の整備、安全で快適な国土空間の創出を図るために造林、林道、治山の各事業を計画的に推進します。さらに、国有林野事業については、国有

着実に推進します。

第八は、水産業の振興と活力ある漁村の形成であります。

経営の改善を図る中小漁業者の取り組みを支援するため、漁協系統資金等を原資として低利の短期運転資金を貸し付ける漁業経営改善促進資金を確立するとともに、統計的整備と行政の情報化を推進します。

また、漁業生産構造の再編整備を弾力的、効率的に進めるとともに、国内水産物の競争力の強化等を図るための広域的な協力体制、流通加工施設の整備を図ります。さらに、漁業生産基盤、漁村生活環境の整備を図るとともに、我が国周辺水域の漁業振興を図るため、資源管理型漁業の推進、等を図るための広域的な協力体制、流通加工施設の整備を図ります。

次に、特別会計について御説明いたします。食糧管理特別会計においては、管理経費の節減等に努めつつ、一般会計から調整勘定へ所要額の繰り入れを行うとともに、その他の各特別会計についてもそれぞれ所要の予算を計上しております。概要の説明を終わります。

最後に、財政投融资計画については、農林漁業金融金庫による資金運用部資金等の借り入れ等総額八千百六十八億円を予定しております。

これをもちまして、平成七年度農林水産予算の概要の説明を終わりました。

○中西委員長 次に、内閣提出、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案及び農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聽取いたしました。大河原農林水産大臣。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案

【本号末尾に掲載】

○大河原国務大臣 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案及び農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

農業は、国民生活に不可欠な食糧の安定供給という基本的な使命に加えて、国土や自然環境の保全、地域経済・社会の維持発展など極めて多様で重要な役割を果たしております。しかしながら、近年、農村における高齢化の進展等から、農業の担い手不足が頭在化しており、青年農業者の確保の重要性が増大しております。特に、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴い、我が国の農業経営を取り巻く環境が一層厳しくなっていくことが懸念される中で、農業が果たしているさまざまな機能を発揮させ、その健全な発展と農村の活性化を図っていくためには、経営感覚にすぐれた効率的かつ安定的な農業経営の担い手となることが期待される青年の就農を促進していくことが急務であると考えております。

このため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、無利子の就農支援資金の貸付けを中心とした特別措置を講ずることにより青年の就農促進を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、新たに就農しようとする青年が作成する就農計画に対する認定制度であります。

都道府県の就農促進方針に即し、新たに就農しようとする青年は、就農計画を作成し、これを都

農業改修資金助成法の一部を改正する法律案

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案

び機関の相互の連携に関する事項

3

4

5

6

都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、就農促進方針を変更するものとする。

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

都道府県に一を限つて、都道府県青年農業者育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

（就農支援資金の償還期間の特例）

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

（業務規程）

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

（監督等）

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

必要な資金を含む。)を加える。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「特定地域新部門導入資金」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方法を導入し、新たな農業部門の経営(当該農業部門に関連する農畜産物の加工の事業の経営を含む。以下同じ。)を開始するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

第三条中「生産方式改善資金」の下に「特定地域新部門導入資金」を、「貸付け」の下に「(次項の規定により指定された市町村の区域内の農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けを除く。)を加え、同条に次の二項を加える。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市町村、その申請により、この法律の定めるところにより農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けの事業を自ら行う市町村として指定し、当該市町村に対し、当該事業に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

一 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第四条第一項の基盤整備計画その他これに準ずる計画で農業経営の改善を促進するため普及を図る必要があると認められる作物若しくは家畜又は栽培管理方法の導入について定めたものを作成していること。

二 その他政令で定める基準に適合すること。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、「百分

の九十」としの下に「特定地域新部門導入資金」を加える。

(準用)

第二十三条 第四条から第七条までの規定は指定市町村(第三条第二項の規定により指定された市町村をいう。以下同じ。)が行う第三条第二項

にあつては、「政令で」を「特定地域新部門導入資金にあつては十二年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに政令で」に改め、同条第二項中「据置期間は」の下に「生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては」を、「範囲内で」の下に「特定地域新部門導入資金にあつては、必要と認められる種類の貸付金につき五年を超えない範囲内で、それぞれ」を加える。

第六条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第七条中「第三条」を「第三条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第八条中第四項を第五項とし、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特定地域新部門導入資金の貸付けは、その申

請者が申請に係る特定地域新部門導入資金をも

つて作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しく

は飼養管理方法を導入し、新たな農業部門の經

営を開始することにより当該申請者の経営を改

善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域に

おいては当該作物若しくは当該家畜又は当該裁

培管理方法若しくは当該飼養管理方法を導入す

ることが必要であると認められる場合に限り、

行うものとする。

第十八条第二項中「貸付金の」を「貸付金及び都

道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金(以下この項において「貸付金等」という。)に、「含む。」及び「を「含む。」並びに「に、「貸付金。」を「貸付金等」に改める。

第十九条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第二十二条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加え

第一条 この法律は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業経営の改善の必要がある。これが、この法律案を提出する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(目的)

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法

農業に関する技術の研究開発の促進に関する

特別措置法

第三条 略

第四条 機構は、前条に規定する業務に必要な資

本法若しくは飼養管理方法の導入について定めたものを作成していること。

二 その他政令で定める基準に適合すること。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、「百分

の九十」としの下に「特定地域新部門導入資金」を加える。

第五条第一項中「のそれぞれの種類ごとに、」を「にあつては」に、「政令で」を「特定地域新部門導入資金にあつては十二年を超えない範囲内で、

それぞれ、その種類ごとに政令で」に改め、同条第二項中「据置期間は」の下に「生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては」を、「範囲内で」の下に「特定地域新部門導入資金にあつては、必要と認められる種類の貸付金につき五年を超えない範囲内で、それぞれ」を加える。

第六条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第七条中「第三条」を「第三条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第八条中第四項を第五項とし、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。

(青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第一条第四項」を「第二

条第五項」に改める。

(施行期日)

附 則

第一条 機構は、農林水産大臣は、農業に関する技術の研究開発の動向を勘案して、機構に行わせる次条第一号及び第二号に掲げる業務について、その

業務を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための特別の措置を講じ、もって農業に関する技術の向上を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ることを目的とする。

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、農業に関する技術の研

究開発の動向を勘案して、機構に行わせる次条第一号及び第二号に掲げる業務について、その

業務を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための特別の措置のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(機構の行う農業に関する技術の研究開発等の業務)

第三条 機構は、生物系特定産業技術研究推進機

構法(昭和六十一年法律第八十二号。以下「機構法」という。)第二十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、前条の規定に基づいて農林水產大臣が定める基本方針に従って、次の業務を行う。

一 緊急かつ計画的に行う必要のある農業に開

する技術の研究開発であって、民間の研究開

発能力を活用することによりその効果的な実

施を図ることができるもの(農業機械化促進

法(昭和二十八年法律第二百五十一号)第十六

条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を除く。)を行うこと。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(出資)

金に充てるため必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

2 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(業務の委託)

第五条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて定める基準に従って、第三条第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

(特別の勘定)

第六条 機構は、第三条に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(機構法の特例)

第七条 第三条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第七条第一項中「第二十九条第二項に規定する業務」とあるのは「第二十九条第二項に規定する業務及び農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法(平成七年法律第号。以下「農業技術研究開発法」という。)第三条に規定する業務」と、機構法第四十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び農業技術研究開発法」と、機構法第四十二条第一項及び第四十三条第一項中「又は農業機械化促進法」とあるのは「農業機械化促進法又は農業技術研究開発法」と、機構法第四十四条第二項中「及び農業機械化促進業務に係る出資」とあるのは「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し」とあるのは「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し、研究開発及び農業技術研究開発法第三条に規定する業務(以下「研究開発業務」という。)に係る出資」と、機構法第四十五条第一項中「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し、研究開発業務に係る勘定に属する額に相当する額を研究開発業務に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務又は研究開発業務」と、機構法第四十六条第二項第二号中「定めようとするとき」と

あるのは「定めようとするとき又は農業技術研究開発法第二条の規定により基本方針を定めようとするとき」と、同項第三号中「第三十九条」とあるのは「第三十九条又は農業技術研究開発法第四条第一項」と、機構法第四十七条第一項

第六号中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務及び研究開発業務」と、機構法第五十条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は農業技術研究開発法」と、同条第三号中「第二十九条第一項及び第二項」とあるのは「第二十九条第一項及び第二項並びに農業技術研究開発法第三条」とする。

(農林水産省の試験研究機関の協力等)

第八条 機構(第五条の規定により業務の委託を受けた者を含む。)は、第三条第一号に掲げる業務に關し、農林水産省の試験研究機関又は都道府県に対して、必要な助言及び協力を求めることができる。

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(この法律の廃止)
- 2 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。
(罰則に関する経過措置)

- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

理由

最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発の実施を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図るため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該研究開発を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年二月八日印刷

平成七年二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C